

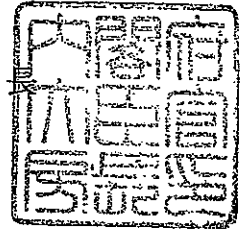


府 管 第 8 7 号

平成 1 8 年 6 月 3 0 日

内閣官房内閣総務官 殿

内閣府大臣官房長



協議中に保存期間が満了する公文書等の適切な保存について (依頼)

平成 1 8 年度中に保存期間が満了する公文書等につきまして、まもなく移管の協議が開始され、平成 1 9 年 4 月に公文書等が実際に移管されるまでの間、長期に渡って協議が行われますが、協議中又はその前に保存期間が満了した文書につきましても、歴史的に重要な公文書等の保存の観点から、協議終了までは廃棄しないよう適切な措置をとられますよう、お願い申し上げます。